

市長定例記者会見

と き:令和5年9月12日(火)

午前11時00分から

ところ:市役所静岡庁舎8階 市長公室

1 不適切な予算流用について

【財政課】

2 葵区「諸子沢地内地すべり」への対応について

【治山林道課】

◇幹事社代表質問 担当「中日新聞」

次回の予定 9月27日(水) 午前11時00分~

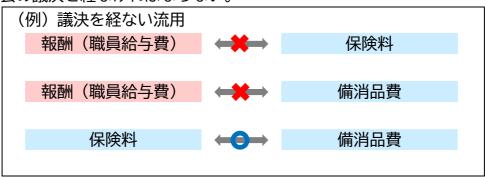
不適切な予算流用について

1 要旨

令和5年8月28日に静岡市監査委員より令和4年度公営企業会計決算審査意見書が提出され、病院事業会計及び下水道事業会計における不適切な流用処理9件が明らかになったことを受け、全会計について、現存する公文書で確認できる範囲(一般会計・特別会計:平成30年度以降、企業会計:平成26年度以降)で点検を行った。

その結果、令和4年度の一般会計の流用で3件、令和3年度以前の一般会計の流用で22件、令和3年度以前の病院事業会計の流用で1件に、予算措置に関する手続きについて誤りがあったことを確認した。

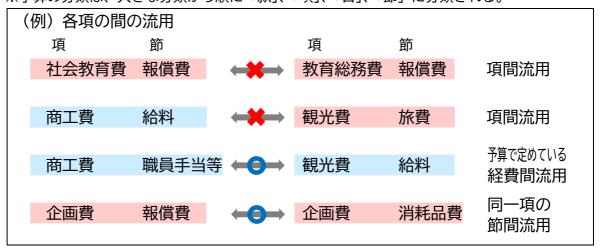
(1)病院事業会計、下水道事業会計(地方公営企業法施行令第18条第3項) 予算議案で定めた経費(<mark>職員給与費・交際費</mark>)とこれら以外の経費の間の流用は、 議会の議決を経なければならない。



(2)一般会計(地方自治法第220条第2項)

あらかじめ予算に定めている経費(給料・職員手当等・共済費)以外の経費は各項 (※)の間で流用することができない。

※予算の分類は、大きな分類から順に「款」、「項」、「目」、「節」に分類される。



2 不適切な予算流用の概要

(1) 令和4年度公営企業会計決算審査により明らかになったもの

会計名	概要	件数 金額
病院事業	議会の議決を経なければ流用することのできない経費の流用	2件(注1)
会計	(地方公営企業法施行令第18条第3項の違反)	計 162 千円
下水道	議会の議決を経なければ流用することのできない経費の流用	7件(注2)
事業会計	(地方公営企業法施行令第 18 条第3項の違反)	計 127 千円

(注1) 例:保険料から報酬 (職員給与費) への流用 など

(注2) 例:報酬(職員給与費)から備消品費への流用 など

(2) 点検により明らかになったもの

① 令和4年度のもの

会計名	概要	件数 金額
一般会計	あらかじめ予算に定めなければ流用することのできない各項	3件(注3)
	の間の経費の流用(地方自治法第220条第2項の違反)	計 5,593 千円

(注3) 例:社会教育費 報償費から教育総務費 負担金、補助及び交付金への流用 など

② 令和3年度以前のもの

会計名	概要	件数 金額
一般会計	あらかじめ予算に定めなければ流用することのできない各項	22 件(注4)
	の間の経費の流用(地方自治法第220条第2項の違反)	計 59,892 千円
病院事業	議会の議決を経なければ流用することのできない経費の流用	1件(注5)
会計	(地方公営企業法施行令第18条第3項の違反)	69 千円

(注4) 例:商工費 給料から観光費 旅費への流用(項間流用) など

(注5) 例:手数料から報酬への流用

(3)要因

① 関わった職員の認識が不足しており、不適切な流用であることに気づかなかった。

② ミスを防ぐことができない財務会計システムとなっていた(流用することのできない経費の流用ができる)。

3 今後の対応

- (1) 市議会9月定例会への追認議案の提出
 - ① 病院事業会計、下水道事業会計(地方公営企業法施行令第18条第3項の違反) 「議決事項である流用について、議決を経ずに行ったもの」であるため、市議会9 月定例会に流用の追認議案を提出する。
 - ② 一般会計(地方自治法第220条第2項の違反) 「予算の定めのない流用を行ったもの」であり、本件の流用は議決事項ではなく、 かつ、過年度の補正予算の編成はできないため、追認議案の提出はしない。

(2) 再発防止策の実施

- ① 職員への注意喚起の実施 (全庁へ注意喚起の通知発出、予算事務説明会等での研修・周知、リスクチェック シートの作成)
- ② 財務会計システムの改修 (項間での流用等不適切流用に際し警告を表示)

担当

取りまとめ : 財政課 (221-1026) 一般会計 : 人事課 (221-1290)

アセットマネジメント推進課(221-1166)

保健予防課(249-3170) 青少年育成課(354-2614)

病院事業会計 :清水病院事務局病院総務課(336-1111)

下水道事業会計:上下水道経営課(270-9205)

(参考:関係法令等)

企業会計

法令上の取扱い(地方公営企業法施行令第18条第2項、第3項)

- 2 予定支出の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互に流用することができない。ただし、予定支出の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用することができる。
- 3 予定支出の経費のうち予算で定める経費の金額と当該経費以外の経費の金額の間において相互に 流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

予算上の取扱い (病院事業会計 予算議案)

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
- (1)職員給与費 ○○千円
- (2)交際費 〇〇千円

予算上の取扱い(下水道事業会計 予算議案)

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
- (1)職員給与費 ○○千円
- (2)交際費 ○○千円

一般会計

法令上の取扱い(地方自治法第220条第2項)

歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。 ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるとこ ろにより、これを流用することができる。

予算上の取扱い(一般会計 予算議案)

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

静岡市葵区「諸子沢地内地すべり」への対応について

1 経緯

- ・地元自治会から8月21日に情報が入り、8月22日に市調査で確認した諸子沢地内の 地すべりについて、8月23日に現地調査をした結果、追加崩落による二次災害の 恐れがあることがわかった。
- ・このため、ドローンにより日々の変状を確認しつつ、応急対応として地すべり下流の 諸子沢川日陰橋付近に監視カメラを設置したほか、崩落地下流の諸子沢川の砂防堰堤に 土石流センサーの設置を行った。異常が発生した時は、住民にサイレン等で知らせ、 関係部署への自動メール送信や、電話連絡での緊急連絡体制を構築してきた。
- ・崩壊前後の地形変化を把握するため、市は県に対し、レーザー測量による三次元点群 データの作成及び2022年2月に県が作成した3次元点群データの比較を依頼した。その 結果を9月11日に提出いただいた。
- ・9月11日、効果的な地すべり対策を検討することを目的とした「第1回静岡市葵区 諸子沢地内地すべり防災対策委員会」を開催した。県と連携して現地調査を行った 詳細な測量データの情報等を基に、委員の意見を伺いながら、今後の対応方法について 検討を行った。

2 地形変化の状況

(1)2023年8月の崩落前

2009 年8月 今回崩落地の末端部に小規模崩壊あり(いつから発生していたかは 不明)(注)

2014年3月 末端部の崩落が広がり、今回崩落地の源頭部付近の小崩壊で林道が変状(注)

2017年2月 林道は復旧

2022 年2月 県がレーザー測量による3次元点群データを作成(地形を直接判読できるため、崩壊地全体で土砂の移動域が見られる)

2023年4月 源頭部の小崩落、林道路体が崩落(崩落時期は不明)

注: 当時の状態を現時点で Google Earth で確認した結果

(2)2023年8月 崩落土砂量の推定

県が実施した点群データの解析により、今回の地すべりでは

①73.6万㎡の土砂が崩壊により沈下

②61.3万㎡の土砂が崩壊地の下に堆積

③12.3万㎡がさらに下の大久保沢及び諸子沢川内へ流出(堆積)

と見られる。崩壊深は最大で約50m。

注:2022年2月と2023年9月の3次元点群データの差分解析では③の領域では18.3万㎡の堆積となっている。12.3と18.3の違いの原因は不明。

(3)崩壊後の土砂移動

ドローンの調査によれば、8月26日と9月2日の比較で、下への土砂移動が見られたが、 その後は大きな変化は見られない。

<u>3 崩落の原因</u>

現時点では明確な事を言える状況にはないが、概ね以下のとおりと推定される。

- ・2009 年8月に今回の崩壊地の下部付近に小崩落が確認されているが、それ以前から小崩落が発生していたと推定される。
- ・地盤は蛇紋岩など水により風化・浸食されやすく、地すべりが発生しやすい地質構造。
- ・以前から小崩落が繰り返し発生し、地すべりが起きやすい状態になっていたと考えられる。
- ・昨年9月の台風15号、今年6月の台風2号による記録的降雨等により、地中内のすべり 面が発達。8月の降雨により臨界点を超えて大規模地すべりとなった。

4 現状の評価

- ① 崩壊後の地形から見て、崩落土砂は谷が狭くなる位置(図表示の 220m)に留まり、 一時的な安定状態をつくっているように見える。
- ② 強雨がない限り直ちに崩落する可能性は低いが、詳細な現地調査ができていないため、 強雨により急変する可能性は否定できない。
- ③ 委員会の専門家の意見では、大久保沢にある7つの堰堤は全て満砂であるものの、 破損や倒壊しているものは無く治山堰堤としての機能は発揮されたものと考えられる。 (崩落の大部分が中部でとどまっている)
- ④ 土石流センサーを設置しているが、下流の住居との距離を考慮すると、センサーの異常 観測・警報発令から避難完了までの時間的余裕が無い。このため、センサーをより上流の 治山堰堤に設置するほうが良いが、その対策を行う上でも市道の復旧が急務である。
- ⑤ 大雨が降らなければ崩壊部の大きな崩壊は考えにくいので、細心の注意を払いつつ市道 の復旧を行うべき。

5 今後の対応

引き続きドローンによる現地確認等を行いながら、現在通行止めとなっている市道日向諸子沢線の早急な復旧や諸子沢川の河道の掘削を行い、地域住民の安心・安全な生活環境を

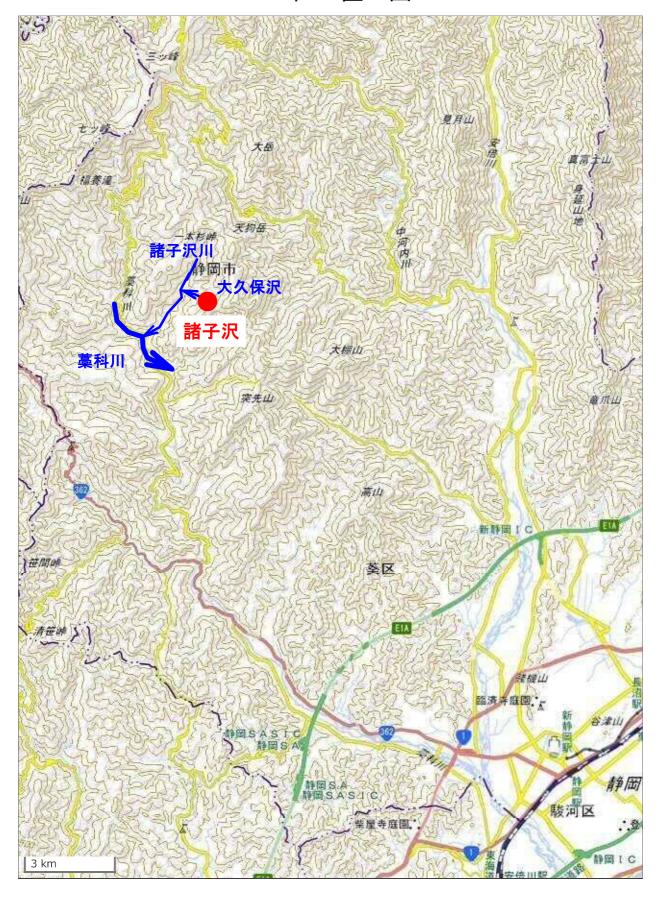
維持できるよう応急対応を進めていく。(下表参照)

関係部署との連携を密にして第2回地すべり防災対策委員会に向けて調整を進めていく。

対応部署	今後の対応内容	備考
静岡市道路部	・市道日向諸子沢線の復旧	
静岡市土木部	・普通河川諸子沢川と大久保沢合流部の流木除去	
静岡市治山林道課	・ドローンでの現地状況確認 ・第2回地すべり防災対策委員会の開催	
静岡県	・森林法所管の観点から復旧方法を検討 (林野庁所管「災害関連緊急地すべり防止事業」による 緊急地すべり対策を検討中)	

担当:治山林道課(354-2145)

位 置 図



点群画像対比図

2022. 2~2023. 9. 1

